

労働基準広報 2018 No.1967

8/11

CONTENTS

特集 在職老齢年金の仕組み ————— 6

老齢厚生年金と雇用保険受給者も 在職者は支給調整が適用

わが国では、少子高齢化が年々進行している状況にあることから、将来の労働人口の減少が見込まれ、高齢者の労働力が重要視されている。65歳以上の勤務している者で、老齢年金の受給資格を満たしている者は、給与と年金を受け取るようになる。しかし、給与と年金の合計額が一定額を超えた場合に在職老齢年金による支給調整が適用されることとなり、老齢厚生年金の一部または、全部が支給停止されることになる。また、一定要件を満たすことにより60歳以上65歳未満の期間に特別支給の老齢厚生年金を受給することもできるが、当該受給者についても在職老齢年金の支給調整が適用されることとなる。今回は、60歳以上65歳未満に受給できる特別支給の老齢厚生年金と、年齢に応じた在職老齢年金の仕組みについてみていく。

(編集部)

●相談です！ 弁護士さん ————— 26

相談08「繁忙期にアルバイトから年休申請が」
～年次有給休暇の問題～

アルバイトも労働者である以上 年休の権利は認められる

アルバイトやパートでも労働者である以上、一定要件を満たすことで、年休を取得することができる。また、年休の利用目的は自由であり、使用者が時季変更権を行使できる場面は限定的であるなど、年休取得に関するルールを知っておくことは、労働者を雇用する使用者にとっては必要不可欠である。

(執筆/弁護士・上田絵理 (道央法律事務所))
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●労働判例解説/イビデン事件 ————— 32

子会社従業員からのセクハラ被害相談への対応
親会社も具体的状況により対応義務
負うが本件での対応には義務違反ない
(平成30年2月15日・最高裁第一小法廷判決)

(弁護士・新弘江 [光樹法律会計事務所])

労務相談室

回答者

税務	〔死亡した従業員の子に成人まで毎月5万円を送金〕	税務処理必要か	— 50	弁護士・加島幸法
育児法	〔新入社員が産前産後休業と育児休業を数年繰返す〕	解雇可能か	— 52	弁護士・岡村光男
社会保険	〔育児休業等終了時改定〕	定時決定との調整は	— 54	社労士・糸谷有希子

●NEWS ————— 1

(働き方改革関連法が成立) 残業の上限規制の新ルールは来年4月施行/ (29年度・個別労働紛争解決状況) 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談6年連続最多/ (30年5月・労働経済動向調査結果) 正社員等の雇用は23年8月から28期連続不足状態/ ほか

●労務資料/2017年度「働く人からの悩み相談」
統計結果 ————— 46

最も多いのは「職場の問題」で37.5%

(一般社団法人 日本産業カウンセラー協会まとめ)

●本誌読者アンケート — 25 ●連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 44 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(25ページ)

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内